

大田区武術太極拳連盟・行動規範

2014年4月1日 発効

コンプライアンス委員会 委員長

大田区武術太極拳連盟(以下、連盟)の運営全般において、12項目からなる基本的行動規範を次のとおり定め、連盟加盟団体・所属会員はこれを遵守します。

1. 大田区武術太極拳連盟行動規範

① 平等、公平性の確保

私たちは、連盟の運営全般に関し、連盟内部・外部の関係者に対して平等、公平に接することを心掛けます。

② 安全管理

私たちは、常に安全を最優先することとし、これを物事の第一次的判断基準とします。

③ 事業・活動内容の向上

私たちは、連盟所属の会員のみならず、事業を通じて連盟が行う講習会・大会などのイベントに参加するすべての方々に対して、事業・活動内容の質の向上に努めます。

④ 法令等の遵守

私たちは、法令等を正しく理解し、遵守します。

⑤ 自然環境保全

私たちは、自然環境の保全に努めます。

⑥ 人権尊重

私たちは、不当な差別行為を禁止するとともに、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント行為の防止に努めます。

⑦ 不正取引防止

私たちは、不正取引を禁止するほか、連盟団体・所属会員、大田区体育協会、その他利害関係者から誤解を招く行為の防止に努めます。

⑧ 個人情報保護

私たちは、連盟としてお預かりする個人情報の流失、濫用の防止に努めます。

⑨ 情報公開

私たちは、連盟の利害関係者に対する説明責任を果たすため、運営の透明性を高め、適切な情報公開を行います。

⑩ 利益相反行為の禁止

私たちは、連盟としての立場を利用した不正行為の防止に努めます。

⑪ 地域との協働

私たちは、地域から愛される連盟の業務運営を行います。

⑫ 開かれた連盟運営

私たちは、加盟団体・所属会員間での情報の共有を図り、話し易いオープンな連盟を作ります。

2 実施体制

1) コンプライアンス委員会

連盟におけるコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会が行動規範の遵守状況を観察し、問題行為があると判断した場合は、理事会へ報告し適切な事実確認、調査および必要な対応を勧告します。

2) 理事会

コンプライアンス委員会から勧告を受けた場合、理事会は滞りなく決められたアクションを遂行します。

以上